

朝来市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

朝来市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 P. 1
2. 計画の期間 P. 2
3. 目 標 P. 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 P. 4～P. 7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . P. 8

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

より「質の高い教育」を本市において実現するため、教職員が心身共に健康で能力を発揮できる環境整備に努めるとともに、複雑化・困難化する教育課題にも対応していくため、業務量の削減や業務の効率化、教職員の健康の保持増進を図り、働きがいのある学校づくりを推進する。

このような趣旨を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、「朝来市立小学校及び中学校教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」を定めるとともに、令和2年4月には、同規則に基づいた「朝来市立小学校及び中学校教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために実施すべき措置に関する方針（働きがいのある職場づくりに関する方針）」を併せて定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減と、教育職員の健康及び福祉の確保に取り組んできた。

令和6年度には、中教審答申や国の通知を踏まえ、兵庫県教育委員会と連携・協働の上、全県共通目標及び全県共通取組を設定した。また、令和7年5月には、保護者や地域に向けて、働き方改革の趣旨や取組への理解・協力を得るための県・市町共同メッセージを発出し、全県一丸となって取組を推進してきたところである。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

校種	年平均	月45時間を上回る教職員の割合	月80時間を上回る教職員の割合
小学校	月29.3時間	57.8%	7.5%
中学校	月42.3時間	66.7%	37.0%

小学校における一人当たりの時間外在校等時間については、年平均で概ね月30時間以内に収まっているものの、一箇月45時間以上の教職員が半数以上いることがわかる。

中学校においては、部活動の指導等にかかる時間が大きな要因の一つであると考えられ、年平均が月40時間以上であること、一箇月45時間以上の教職員

が全体の3分の2に至っていること、また、一箇月80時間以上の教職員も3分の1以上を占める状況にある。

2 計画期間

令和8年度から令和11年度（4年間）とする。

政府の目標『令和11年度までに月平均30時間程度』を踏まえ、年度ごとに進捗評価を行うこととする。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員が“子どもたちと向き合う時間”や“授業の質を高める時間”を十分に確保できるよう、まずは時間外在校等時間が月80時間超の教職員数をゼロにすることを最優先で目指す。

また、全ての教職員が月45時間以内となること、さらに、政府の目標である、1箇月時間外在校等時間平均30時間程度、1年間時間外在校等時間360時間以下にすることを計画期間中の目標とする。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合：100%
- ・ 1年間における教職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間
：30時間程度
- ・ 1年間時間外在校等時間：360時間以下
【R6の割合 小：52.4% 中：39.5%】

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

教職員が心身ともに健康であることを基盤とし、教育の専門性を高め、十分に指導力を発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進、メンタルヘルス対策に取り組み、働きやすい職場環境を整備する。

- ・ 年次休暇を計画的に年間10日以上取得する教職員：100%

4 実施する業務量管理・健康確保措置

(1) 業務量の削減・業務の効率化

～「学校業務改善に関するガイドライン（令和6年3月策定）」の6つの取組の方向に基づく取組（兵庫県における全県共通取組）～

①教職員の意識改革

ア ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- ・管理職研修において、働きがいのある学校づくりに関する研修を実施

イ 「定時退勤日」「ノー会議デー」「ノー部活デー」の実施

- ・定時退勤日：全教職員が定時に退勤する日を週1日以上実施
- ・ノー会議デー：会議を設定しない日を週1日以上実施
- ・ノー部活デー：部活動の休業日を設定（平日及び土日等の週休日にそれぞれ1日以上設定）する日を週2日以上実施

ウ 「学校業務改善推進委員会」の設置

- ・すべての小・中学校に設置し、学校業務改善に係る取組について協議し、推進する会議を開催

②業務の整理とマネジメント

ア 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 部活動の「ガイドライン」に基づく、休養日・活動時間の遵守

- ・「ノー部活デー」の実施【再掲】
- ・1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度

ウ 部活動の地域展開の推進

③ICT活用による業務の効率化

ア 職員会議等、各種会議資料のペーパーレス化

- ・校務支援システム、Windows アプリ等の活用

イ 担当者研修会の実施

- ・教育委員会による情報教育担当教員に対する情報教育研修の実施

ウ アンケート・配布物のデジタル化等、ICTの積極的な活用

- ・校務支援システム、連絡網アプリをはじめとするWindows アプリの活用
- ・ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備

④「チーム学校」としての業務改善

ア 「学校業務改善推進委員会」の設置による業務改善の推進（再掲）

イ 多様な人材の積極的な活用

- ・ALT、学びのサポーター、学校生活支援員、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、あさがんばり学びタイム指導員、シルバー人材センター等の外部人材の積極的な活用

⑤制度・仕組みの見直し

- ア 学習指導要領の目指す資質・能力の育成と学校における働き方改革を両立した適切な教育課程の編成・実施
 - ・学校教育課において各学校の教育課程の編成を点検し、学校が時間割編成等の工夫を図るよう指導・助言を実施
- イ 学校行事・校時表・校内会議等の前例踏襲や慣習の見直し
 - ・好事例集の取組を推進
- ウ 教育委員会による各種調査・照会業務、行事・会議等の精選・見直し
 - ・照会・回答様式や提出方法の工夫や頻度の見直しを実施

⑥執務環境の整備

- ア 5S活動「整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣づけ）」
 - ・学校全体として、校務用サーバー内の共有フォルダの整理や、教材・備品等の整理・整頓など、5S活動を推進
 - ・教育委員会として、ICT機器の更新を含む快適なICT環境の整備
- イ ハラスメントのない職場環境づくり
 - ・ハラスメント防止指針の周知・徹底
 - ・管理職・一般職員研修の充実
 - ・相談窓口の活用周知

～「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組～

①学校以外が担うべき業務

- ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者、地域住民、学校運営協議会、生涯学習委員等による通学路の見守り活動を推進する。
 - ・各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを行う。
- イ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- ウ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムについての研究を進める。

- エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・各校における地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域学校協働活動推進員が中心となって行うことができるように努める。また、学校運営協議会とも連携を図り、学校との調整を行うこととする。
- オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

- ア 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能や、Windows アプリ等を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- イ 学校の広報資料・ホームページの作成・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員や情報教育担当者等が積極的に参画しつつ、必要に応じてICT支援員を活用する。
- ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・GIGA支援センターに業務委託するとともに、教育委員会と連携を図りながら、事務職員、情報教育担当者及びICT支援員等が中心となって行う。
- エ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・職員による学校プールの管理については、近隣校の共同使用による負担軽減を検討する。
 - ・運動場及び体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続きの電子化の研究を進める。
- オ 校舎の開錠・施錠
 - ・機械警備やデジタル技術で当該業務の効率化を図る設備の導入を検討する。
 - ・職員間の役割分担を見直し、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教師のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

キ 校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による適切な役割分担を行うものとする。
- ・学校運営協議会とも連携を図り、地域人材を活用した清掃の取組を行うことを推進する。

ク 部活動

- ・「ノー部活デー」を設定するとともに、朝来市部活動ガイドラインを順守した活動を行う。
- ・「朝来市中学生のスポーツ・文化芸術活動推進計画」に基づいて、地域クラブが主体となる部活動の地域展開を推進する。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

イ 授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助するスクール・サポート・スタッフを積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を推進する。

ウ 学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点ソフト等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

エ 学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教員と事務職員及びスクール・サポート・スタッフ等の支援スタッフとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も研究する。

オ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケアに係る学校看護師、学びのサポーター、学校生活支援員、医療や福祉に関する専門的人材または日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への

対応にあつては、朝来市適応指導教室（すまいるルーム）の機能強化や不登校児童生徒支援員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。
- イ 実施当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、教育課程外の活動の精選と日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化やサービス管理などの校務の効率化を推進する。
- エ 教職員の勤務時間適正化 先進事例集「G P H200」に掲載されている取組を各校の実情や課題に応じて推進する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

～ワーク・ライフ・バランスの推進や心の健康づくり計画に基づく取組～

- ア 年次休暇取得にかかる目標の達成に向け、統一の学校閉庁日の設定
- イ 各学校における衛生委員会の年間3回以上の開催
- ウ 1箇月時間外在校等時間が月100時間超または2～6月平均80時間超の職員への医師による面談指導の実施
- エ 心の健康問題についての相談窓口の活用周知
- オ 心の健康づくり計画に基づき、各所属における年次目標を設定し、長期目標の達成に向けた取組を推進

心の健康づくり計画における長期目標

- 教職員一人ひとりが心の健康と勤労意欲を維持し、生き生きとやりがいを持って仕事ができること。
- 円滑なコミュニケーションを推進し、快適な職場環境を確保すること。
- 管理職を含む教職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおけるそれぞれの役割を果たせるようにすること。

5 今後のフォローアップ

- (1) 定例教育委員会、総合教育会議において、目標の達成状況、具体的措置の取組状況等を報告する。
- (2) 学校における働き方改革「県・市町の共同メッセージ」等を活用し、学校ホームページへの掲載や、PTA・学校運営協議会等を通じて保護者や地域に理解促進と周知する。
- (3) 時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対し、個別の支援・指導を実施する。
- (4) 様々な機会を捉えた各学校へ本計画を周知する。
- (5) 管理職向けのマネジメント等に関する研修を充実させる。